［６］　滞納債権管理の組織図（変遷）

滞納債権回収専門部署の設置
平成 17 年 4 月に債権管理局設置
平成 23 年 4 月に局を廃止し総務部へ
令和 7 年 4 月に市民環境部へ

平成 19 年 4 月

債権管理第二課　課長
専門嘱託員（兼建築課ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ）
（市税外滞納債権徴収）

平成 19 年 8 月

債権管理第一課　課長
元統括国税徴収官職員採用
（市税の滞納徴収）

税務課
（省略）

債権管理課に組織変更⇒平成 25 年 4 月

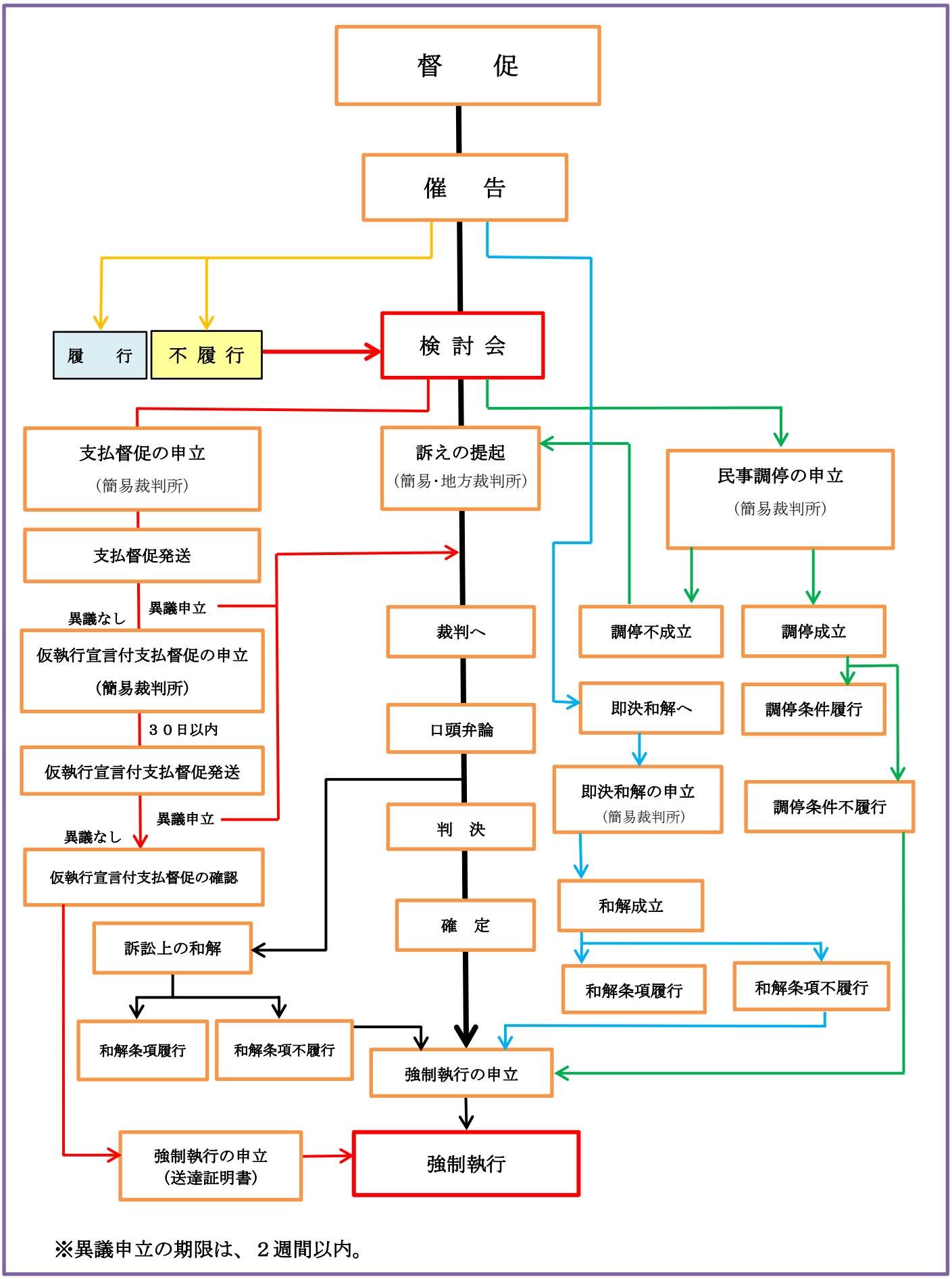
平成 19 年 4 月
①法務専門嘱託員
徴収係/管理係
主任主事（住宅関連兼務）
平成 19 年 4 月
②専門嘱託員（住宅関連兼務）
平成 20 年 4 月
③専門嘱託員（水道関連兼務）

令和 7 年 7 月現在
課長（会計年度任用職員）
課員（会計年度任用職員）　2 名

平成 17 年 4 月	・市民部税務課内に債権管理局を設置
10 月	・滞納整理専門嘱託員 4 人採用 ・債権管理局の再編 債権管理第一課（税部門）と 二課（税外債権部門）を設置
11 月	・滞納整理専門嘱託員 1 人採用
平成 18 年 4 月	・専任の債権管理局長配置 ・市民部税務課を債権管理局へ 所管変更
平成 19 年 4 月	・債権管理第一課と二課を再編 （債権専門嘱託員を採用） ・建築課兼債権専門嘱託員を配置
8 月	・元統括国税徴収官を職員として 採用（債権管理第一課）
平成 20 年 4 月	・債権管理第一課と二課の 専門嘱託員の兼務廃止 ・二課私債権回収体制の強化

所管（債権内容）			
平成 18 年度	建設経済部	市営住宅使用料等	農林水道部　上水道・下水道　使用料
	市　民　部	同和対策事業貸付金 （令和 4 年度末で、現年・過年ともに“滞納額；0 円”となる）	健康福祉部　生活保護費不正受給返還金 保育所保育料・介護保険料
令和 7 年度	都市整備部	市営住宅使用料等 下水道使用料 下水道受益者負担金 特定環境保全公共下水道	保健福祉部　生活保護費不正受給返還金 保育所保育料・介護保険料 教育委員会　幼稚園・小学校・中学校 諸費用（スタディアフター スクール利用料） 給食費（令和 8 年度より無償化）

［７］　滞納債権回収の流れ



※異議申立の期限は、２週間以内。

［８］ 督促８段階手法事項



１．所管課から督促状の発送　３回（下記パターン 1. 2. 3）

２．裁判所から支払督促・仮執行宣言付支払督促の発送　２回（4. 6）

３．債権管理課から裁判所と並行して督促状の発送　３回（5. 7. 8）

督促パターン

1 **督促状（　現年度　）**→現年度滞納の発生防止のため督促状を発送します。

2 **催告書（　現年度＋過年度　）**→滞納回収額アップのため催告書を発送します。

3 **移管催告書**→**支払意志のない滞納者へは債権管理課へ債権移管の催告書を発送します。**

併せて債権管理課へ「法務依頼申請書」の提出をします。

※一方、債権管理課は「移管受任」の書面を送付します。

4 **「支払督促申立」**→滞納者の住所地を管轄する簡易裁判所へ申立てします。

5 **「支払督促申立のお知らせ」**→督促書面は、「支払督促申立」と同時に債務者へ発送します。

6 **「仮執行宣言付支払督促申立」**→「支払督促正本」を受領して 14 日間経過後、

異議申立がなければ、即、仮執行宣言付支払督促申立手続をします。

7 **「通告書」**→督促書面は、「仮執行宣言付支払督促申立」と同時に債務者へ発送し、

支払期限は、到着後７日以内の指定とします。

8 **差押予告**→督促書面は、裁判所から「仮執行宣言付支払督促正本」が

債務者へ送達済の連絡を受け次第、裁判所へ**「送達証明書」**を申請して

取得後、債務者へ発送します。支払期限は到着後７日以内の指定とします。



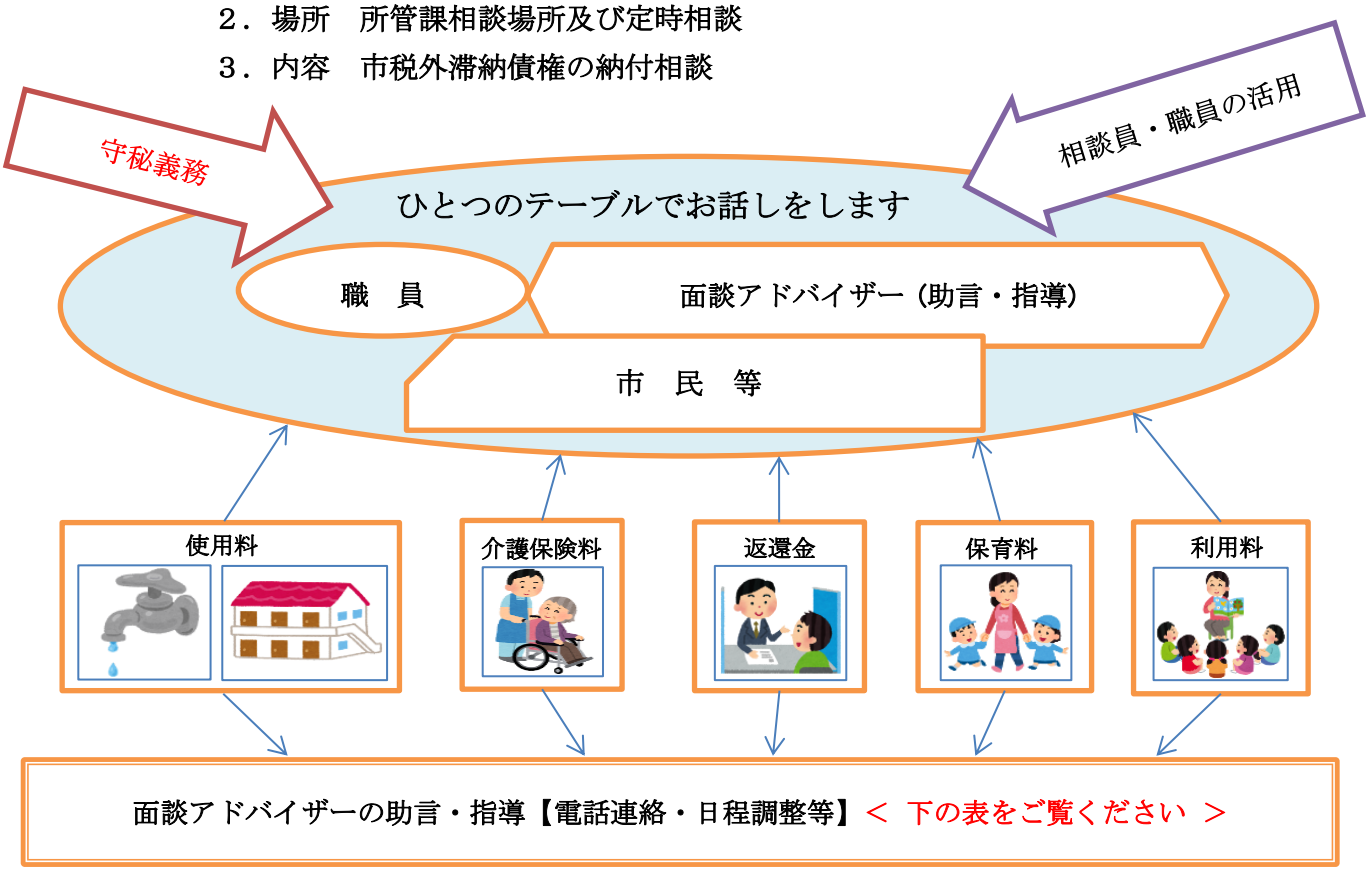




［９］ 未納はありませんか!!「相談窓口」

債権管理課による面談アドバイスの実施

【制度内容】　１．役割　所管課と市民との間に立って助言・指導します。
２．場所　所管課相談場所及び定時相談
３．内容　市税外滞納債権の納付相談







滞納を無くして楽しい生活を！

未納はありませんか？

下水道使用料・保育料などの支払相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

＜ 市税外滞納相談窓口 ＞ 善通寺市 債権管理課

申込電話：６３－６３４７

相　談　内　容	相談時間 ／ 場所
◇ 市営住宅使用料等の支払い ◇ 保育料の支払い ◇ 介護保険料の支払い ◇ 市への返還金の支払い ◇ 下水道使用料の支払い ◇ 学校諸費用等の支払い ◇ 市への支払いなんでも相談	◇ 日時　毎週金曜日 １３時００分　から １５時００分　まで ◇ 場所　市役所内 ほか ※ 前日までに、ご連絡をお願いします。

※ 相談の秘密は固く守られます。